

監 査 報 告 書

平 成 18 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 7 号
平 成 18 年 6 月 2 日

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三 様

兵 庫 県 監 査 委 員

印

天 宅 陸 行 (印)

久 保 敏 彦 (印)

岡 康 榮 (印)

酒 井 隆 明 (印)

監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成18年4月20日から5月18日までの間に実施
した地方機関等の監査の結果を別添のとおり提出します。

- 目 次 -

第1 監査報告の概要	-----	1
1 監査の実施方針	-----	3
2 監査の実施状況	-----	3
3 監査結果の総括	-----	5
第2 地方機関等の監査結果	-----	9
企画管理部関係	-----	11
健康生活部関係	-----	17
農林水産部関係	-----	18
教育委員会関係	-----	19
公安委員会関係	-----	23

第 1 監査報告の概要

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し定期監査を実施した。

2 監査の実施状況

(1) 監査対象

定期監査の対象とした76地方機関等の名称及び監査の実施期間等は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施期間	監査結果
企画管理部 東播磨県民局	平成18年 5月11日、 5月12日	11頁
北播磨県民局	平成18年 5月16日、 5月17日	13頁
西播磨県民局	平成18年 4月27日、 4月28日	15頁
広域防災センター	平成18年 5月18日	17頁
健康生活部 中央こども家庭センター	平成18年 5月12日	17頁
県立明石学園	平成18年 4月25日	18頁
食肉衛生検査センター	平成18年 5月15日	18頁
県立のじぎく療育センター	平成18年 5月16日	18頁
農林水産部 県立農林水産技術総合センター	平成18年 5月17日	18頁
教育委員会 東播磨教育事務所 外 5機関 明石高等学校 外48校	平成18年 4月20日、4月25日、4月28日、 5月 1日、 5月10日、 5月12日、 5月15日、 5月17日、 5月18日	19頁 ~ 22頁
公安委員会 明石警察署 外11署	平成18年 4月20日、 5月 1日、 5月15日、 5月18日	23頁

(2) 指摘状況

地方機関等ごとの定期監査の指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	予算執行	収 入	支 出	財 産	工事事務	その他	合 計
東播磨県民局	1	4		1	1		7
北播磨県民局	1	2	2	2			7
西播磨県民局	1	5	2	2		1	11
中央こども家庭センター		1	1				2
食肉衛生検査センター			1				1
県立のじぎく療育センター			1				1
県立農林水産技術総合センター			2				2
東播磨教育事務所		1	1				2
北播磨教育事務所		1	1				2
西播磨教育事務所		1					1
県立教育研修所			1				1
明石南高等学校		1					1
錦城高等学校		1					1
農業高等学校		1	1				2
東播工業高等学校		1					1
三木東高等学校		1					1
松陽高等学校		1					1
播磨南高等学校	1						1
播磨農業高等学校		1					1
龍野実業高等学校		1					1
明石警察署			1				1
合 計(21機関)	4	23	14	5	1	1	48

(注) 1 収入、支出誤りとして指摘した金額(収入未済額を除く。)は、39,714千円である。

2 前年度(6月報告分)にも指摘を受けている機関(14機関)に 印を付記した。

3 監査結果の総括

今回の監査の結果、地方機関等に対する指摘は、48項目で、前年度（6月報告分）と比較すると、12項目減少しているが、内容面では多額の土木占・使用料の調定誤りや各種手当の支給誤りが見受けられたことから、日々の事務処理に当たっては、形式に流されることなく、基本に忠実に行うとともに、チェック体制の再点検を図るなどして、適正な事務処理の確保に努められたい。

(1) 主な指摘事項について

「第2 地方機関等の監査結果」に記載している指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

ア 重点監査項目に関する指摘事項

(ア) 通勤手当の支給事務について

通勤手当の支給については、利用する交通機関が価額の異なる定期券を発行している場合は、最も低廉となる定期券の価額により認定し、支給することとされているが、市バスと市営地下鉄を乗り継いで通勤する職員について、より安価な連絡定期券があるにもかかわらず、それぞれの定期券の価額で認定し、支給したため、通勤手当が、1件、82,640円過大支給となっていた。

このほか、通勤手当の支給誤りが、10件、175,438円あった。

(イ) 公金取扱事務について

即納書により現金を直接収納した場合は、原則として即日又は翌日中に公金機関に払い込まなければならないにもかかわらず、平成17年8月31日に収納した歳入歳出外現金（社会保険料）、1件、26,218円を5か月以上金庫に保管したまま公金機関に払い込んでいなかった。

イ その他の指摘事項

(ア) 占・使用料の調定事務について

土木事務所の占・使用許可事務における継続許可に係る事務処理は、3月中に完了することを前提として電算システムが構築されていることから、4月以降に事務処理を行う場合は、電算システムへの入力方法を変更する必要があるにもかかわらず、入力方法を誤るとともに調定内訳書の確認を行わなかったため、道路占用料が、1件、2,431,700円過少調定となっていた。

このほか、港湾施設使用料等の調定漏れ及び過少調定が、4件、2,943,450円あった。

(イ) 受託事業に係る収入事務について

県の河川改修工事に伴い市町道橋を架け替える場合は、県が工事を行い、その費用については河川改良事業受託費収入として市町から収入している。

河川改良事業受託費収入の調定時期については、「兵庫県土木事業受託事務処理要綱」等によれば、市町との契約締結後速やかに全額を調定し、収入することとされているにもかかわらず、調定時期が8か月以上遅れているものが、1件、6,994,945円あった。

(2) 留意・改善を求める事項について

財務に関する事務の執行等に関連して、特に留意・改善を求める事項は、次のとおりである。

ア 自動車税の滞納整理について

自動車税の滞納については、平成14年度から徴収3か年計画を立て、その滞納整理を行ってきたところであるが、平成17年度中に消滅時効により不納欠損処理したものの中には、時効完成の6か月前までに十分な現地調査等が行われていないものが見受けられたことから、今後は、迅速な現地調査等を行うとともに、車検有効期限切車両に係る滞納については他の車両の保有状況を調査するなど、積極的な滞納整理に取り組まれない。

イ 文化会館等について

文化会館等においては、平成16年度に宿泊施設を廃止し、生活創造プラザの整備を行っているが、県民の生活創造活動や地域づくり活動を支援するため積極的なPRを行う必要がある。

また、文化会館等が従来から有している施設等の中には利用状況が低調なものが見受けられることから、これら施設の転用等を含めた検討を行う必要がある。

ウ 地産地消への取組について

農林振興事務所においては地域農産物の地域内での消費拡大を目指した地産地消の取組の一環として、地産地消学校給食推進事業を行っているが、一方、教育委員会においても平成17年度からモデル校を指定して「食で育む子どもの未来」食育推進事業を行っており、今後、全県展開が予定されている。

中長期的な地産地消の推進には、子どもが地域農産物に親しみを持ち、食や農への理解や関心を持つような取組を行っていくことが重要であると考えられることから、教育委員会との連携を更に強化して事業の効果をあげられたい。

エ 補助施設の整備等について

平成14年度に漁港漁村活性化対策事業補助金により町が整備した放置艇収容施設の利用計画に対する利用率が低率となっているが、その原因のひとつとして、近隣に県土木事務所の整備した類似施設があることが考えられることから、今後の補助施設の整備に当たっては、計画段階において、近隣の類似施設の設置状況や他の機関等による整備計画の有無等をも十分把握した計画策定を指導するとともに、利用率が低率となっている当該施設の利用率の向上について指導されたい。

オ 小規模事業経営資源強化対策支援事業について

商工会議所等が小規模事業者等の創意ある向上発展を促進し、地域の振興と活性化に寄与することを目的として実施している小規模事業経営資源強化対策支援事業のうち、来訪が困難な中小企業者等の相談に応じるために移動相談会を行っているが、相談会開催日に相談実績のないものが多数見受けられたので、補助事業としての効果上がるよう、実施方法や広報等について商工会議所等を指導されたい。

第 2 地方機関等の監査結果

企画管理部関係

東播磨県民局

企画調整部

1 県税の調定及び徴収状況について（加古川県税事務所、明石県税事務所）

平成17年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

税目		区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
		円	円						
県民税	個人			12,001,765,630	7,224,343,576	83,048,097	4,694,373,957	60.2	60.6
	法人			2,002,812,720	1,982,145,061	578,068	20,089,591	99.0	99.1
事業税	利子割			146,406,298	146,406,298	0	0	100.0	100.0
	個人			718,667,480	591,460,049	2,794,307	124,413,124	82.3	80.7
	法人			9,747,781,389	9,699,559,773	403,200	47,818,416	99.5	100.1
不動産取得税				1,575,494,765	1,268,796,766	14,677,026	(87,026,500) 292,020,973	80.5	77.3
ゴルフ場利用税				50,145,800	50,145,800	0	0	100.0	100.0
自動車税				8,832,432,835	8,159,103,035	46,191,005	627,138,795	92.4	92.0
軽油引取税				1,440,108,179	1,304,769,579	0	(79,897,642) 135,338,600	90.6	86.6
狩猟税				6,429,500	6,429,500	0	0	100.0	100.0
旧法による税				562,772	73,834	8,182	480,756	13.1	6.9
合計				36,522,607,368	30,433,233,271	147,699,885	(166,924,142) 5,941,674,212	83.3	82.9

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を()内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、83.3%となっており、前年度同期と比較して0.4ポイント上昇している。

2 収税事務について（加古川県税事務所、明石県税事務所）

平成17年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は22人、総額は182,748,464円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

県民生活部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県土整備部

1 収入の促進について（加古川土木事務所）

平成17年度（12月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は135件、総額は17,231,966円で、うち滞納繰越分は、95件、14,005,500円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

2 予算執行について（加古川土木事務所）

平成17年度予算で支出すべき工事請負費、1件、627,930円が、16年度予算で支出されていた。

適正な予算執行に努められたい。

3 経理事務について（加古川土木事務所）

流水占用料等（3件、764,060円）の調定が、8か月以上遅れ、平成17年12月15日となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

4 占・使用許可事務について（加古川土木事務所）

(1) 平成17年3月までに許可期間が満了した道路占用のうち、17年12月末現在許可更新手続き未了のものが1件ある。

早期に措置されたい。

(2) 港湾施設使用料等が、2件、421,340円過少調定、2件、2,522,110円調定漏れとなっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

5 工事関係事務について（加古川土木事務所）

街路事業に伴う物件移転補償の設計が、1件、258,250円過少設計となっていた。

設計に当たり注意されたい。

北播磨県民局

企画調整部

1 県税の調定及び徴収状況について（社県税事務所）

平成17年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	4,290,535,287	2,592,210,302	17,844,243	1,680,480,742	60.4	61.0
	法人	736,520,507	727,935,193	576,986	8,008,328	98.8	98.9
税	利子割	45,903,229	45,903,229	0	0	100.0	100.0
事業税	個人	367,356,241	330,168,753	2,248,558	34,938,930	89.9	88.8
	法人	3,778,709,321	3,753,174,532	105,900	25,428,889	99.3	99.9
不動産取得税		950,549,955	837,495,763	12,721,900	(19,460,670) 100,332,292	88.1	82.6
ゴルフ場利用税		1,964,042,250	1,868,407,850	0	95,634,400	95.1	94.9
自動車税		4,553,950,728	4,249,095,912	9,655,028	295,199,788	93.3	93.1
鉦区税		139,600	139,600	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		940,395,660	762,706,751	0	(36,437,198) 177,688,909	81.1	80.2
狩猟税		6,858,500	6,858,500	0	0	100.0	100.0
旧法による税		590,875	0	0	590,875	0	3.3
合計		17,635,552,153	15,174,096,385	43,152,615	(55,897,868) 2,418,303,153	86.0	85.3

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を()内書きした。
2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、86.0%となっており、前年度同期と比較して0.7ポイント上昇している。

2 収税事務について（社県税事務所）

平成17年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は12人、総額は236,397,900円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

3 経理事務について（総務担当）

通勤手当等が、3件、109,540円過大支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

県民生活部

経理事務について（社健康福祉事務所）

賃金等が、10件、26,160円支給漏れとなっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県土整備部

1 予算執行について（社土木事務所）

平成17年度予算で支出すべき工事請負費、2件、2,185,422円が、16年度予算で支出されていた。

適正な予算執行に努められたい。

2 経理事務について（社土木事務所）

河川改修工事に伴う河川改良事業受託費収入（1件、6,994,945円）の調定の処理日が、8か月以上遅れ、平成17年5月11日となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

3 管理事務について（社土木事務所）

平成17年12月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、1件、151平方メートルである。

無断使用の解消に引き続き努められたい。

4 占・使用許可事務について（社土木事務所）

平成17年3月までに許可期間が満了した河川占用のうち、17年12月末現在許可更新手続未了のものが6件ある。

早期に措置されたい。

西播磨県民局

企画調整部

1 県税の調定及び徴収状況について（上郡県税事務所、龍野県税事務所）

平成17年度(11月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

税目		区分	調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
			円	円	円	円	%	%
県民税	個人		4,028,725,983	2,115,285,269	27,055,525	1,886,385,189	52.5	54.0
	法人		661,503,595	639,409,597	1,201,851	20,892,147	96.7	97.9
税	利子割		24,362,658	24,362,667	0	9	100.0	100.0
事業税	個人		302,294,457	257,785,877	2,466,135	42,042,445	85.3	85.0
	法人		3,190,803,581	3,142,291,306	73,200	48,439,075	98.5	99.9
不動産取得税			618,374,926	402,015,650	848,205	(6,341,200) 215,511,071	65.0	75.1
ゴルフ場利用税			380,397,820	260,619,780	0	119,778,040	68.5	67.5
自動車税			4,114,169,069	3,821,641,964	11,932,740	280,594,365	92.9	92.6
鉱区税			955,700	955,700	0	0	100.0	101.5
軽油引取税			7,786,099,302	6,191,693,226	0	(1,583,307,699) 1,594,406,076	79.5	80.7
狩猟税			11,231,000	11,231,000	0	0	100.0	100.0
旧法による税			38,523	0	0	38,523	0	0
合計			21,118,956,614	16,867,292,036	43,577,656	(1,589,648,899) 4,208,086,922	79.9	80.3

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を () 内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、79.9%となっており、前年度同期と比較して0.4ポイント低下している。

2 収税事務について（上郡県税事務所、龍野県税事務所）

平成17年度(11月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも増加しており、その人数は17人、総額は311,945,435円である。

収入の促進になお一層努められたい。

3 経理事務について（総務担当）

- (1) 行政財産の使用許可に伴う財産使用料、1件、95,514円が調定漏れとなっていた。
- (2) 平成17年8月31日に即納書により直接収納した歳入歳出外現金(社会保険料)、1件、26,218円を公金機関に払い込んでいなかった。
事務処理に当たり注意されたい。

4 物品の損傷について（総務担当）

平成17年3月18日及び9月29日に自損事故により、公用車2台を損傷していた。
事故防止に配慮するとともに、物品の管理に留意されたい。

県民生活部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

地域振興部

補助事業について（上郡農林水産振興事務所）

野菜産地育成推進事業において、補助金が、1件、25,685円過大交付となっていた。
補助金の交付事務に当たり注意するとともに指導されたい。

県土整備部

1 収入の促進について（上郡土木事務所）

平成17年度（11月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は17件、総額は3,669,550円で、うち滞納繰越分は、10件、843,600円である。

収入の促進になお一層努められたい。

2 予算執行について（上郡土木事務所）

平成17年度予算で支出すべき工事請負費、1件、927,504円が、16年度予算で支出されていた。

適正な予算執行に努められたい。

3 経理事務について（上郡土木事務所）

- (1) 宅地関連公共施設整備促進事業等に伴う道路橋りょう費負担金等（12件、25,562,000円）の調定が、3か月から8か月以上遅れ、平成17年2月14日から3月16日となっていた。
- (2) 賃金が、1件、12,800円過大支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

4 管理事務について（上郡土木事務所）

平成17年11月末現在において当所が把握している廃川敷地の無断使用は、2件、35平方メートルである。
無断使用の解消に引き続き努められたい。

5 占・使用許可事務について（上郡土木事務所）

道路占用料が、1件、2,431,700円過少調定となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

広域防災センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

健康生活部関係

中央こども家庭センター

1 収入の促進について

平成17年度（12月末現在）における障害児福祉施設弁償金等の収入未済額は、740件、13,373,059円で、うち滞納繰越分は、574件、10,551,496円である。
収入の促進に努められたい。

2 経理事務について

特殊勤務手当等が、18件、12,600円過大支給、3件、18,248円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

食肉衛生検査センター

経理事務について

通勤手当等が、3件、21,226円過少支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

県立のじぎく療育センター

1 利用状況について

平成17年度（12月末現在）における当療育センターの利用状況を前年度同期と比較すると次表のとおりである。

区 分	外 来 患 者		入 院 患 者					
	延べ人員	1日平均	延べ人員	1日平均	病 床 数		病 床 利 用 率	
					許可病床	稼働病床	許可病床	稼働病床
平成 17 年度 (12月末)	9,960 人	54 人	12,589 人	46 人	220 床	96 床	20.8 %	47.7 %
平成 16 年度 (12月末)	11,153	61	15,428	56	220	96	25.5	58.4
差 引 増 減 ()	1,193	7	2,839	10	0	0	4.7	10.7

2 経理事務について

通勤手当等が、3件、15,717円過大支給、2件、25,000円過少支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

県立明石学園

事務処理は、おおむね適正と認められた。

農林水産部関係

県立農林水産技術総合センター

経理事務について

(1) 委託料（水産種苗生産等業務委託）が、1件、133,336円過大支出となっていた。

(2) 通勤手当等が、4件、19,623円過大支給、1件、81,660円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

このうち、給与関係の支給誤りは、前年度に引き続く事務処理誤りである。

教育委員会関係

東播磨教育事務所

1 収入の促進について

平成17年度（12月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は1,893件、総額は152,842,170円で、うち滞納繰越分は、1,566件、124,028,170円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

2 経理事務について

勤勉手当等が、4件、98,775円過少支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

北播磨教育事務所

1 収入の促進について

平成17年度（12月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は1,212件、総額は98,228,790円で、うち滞納繰越分は、946件、73,702,920円である。

収入の促進になお一層努められたい。

2 経理事務について

報償費（謝金）等の支出において、3か月から5か月以上遅れているものが、14件、213,028円あった。

事務処理に当たり注意されたい。

西播磨教育事務所

収入の促進について

平成17年度（11月末現在）における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は1,427件、総額は109,407,780円で、うち滞納繰越分は、1,359件、103,387,120円である。

収入の促進になお一層努められたい。

県立教育研修所

経理事務について

住居手当が、1件、28,000円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県立図書館

県立嬉野台生涯教育センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

明石南高等学校

授業料の徴収状況について

平成17年度（12月末現在）における全日制高校授業料の収入未済額は、16件、159,600円である。

納期内納付の促進に努められたい。

錦城高等学校

授業料の徴収状況について

平成17年度（12月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、87.4%で低率であり、また、定時制高校授業料の収入未済額は、29件、72,900円である。

納期内納付の促進に努められたい。

農業高等学校

1 授業料の徴収状況について

平成17年度（12月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、86.4%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、44件、425,250円、定時制高校授業料の収入未済額は、27件、76,900円である。

納期内納付の促進に努められたい。

2 経理事務について

扶養手当等が、3件、49,140円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

東播工業高等学校

授業料の徴収状況について

平成17年度（12月末現在）における全日制高校授業料の収入未済額は、24件、220,800円である。

納期内納付の促進に努められたい。

三木東高等学校

授業料の徴収状況について

平成17年度（12月末現在）における全日制高校授業料の収入未済額は、7件、65,700円である。

納期内納付の促進に努められたい。

松陽高等学校

授業料の徴収状況について

平成17年度（12月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、85.9%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、22件、207,900円、定時制高校授業料の収入未済額は、21件、53,900円である。

納期内納付の促進に努められたい。

播磨南高等学校

予算執行について

平成16年度予算で支出すべき役務費（テレビ処分経費）、1件、36,540円が、17年度予算で支出されていた。

適正な予算執行に努められたい。

播磨農業高等学校

授業料の徴収状況について

平成17年度（12月末現在）における全日制高校授業料の収入未済額は、22件、204,900円である。

納期内納付の促進に努められたい。

龍野実業高等学校

授業料の徴収状況について

平成17年度（11月末現在）における定時制高校授業料の納期内納付率は、65.6%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、42件、417,750円、定時制高校授業料の収入未済額は、42件、117,200円である。

納期内納付の促進に努められたい。

明石高等学校

明石北高等学校

明石城西高等学校

明石清水高等学校

明石西高等学校

加古川北高等学校
加古川東高等学校
加古川西高等学校
加古川南高等学校
西脇高等学校
西脇北高等学校
西脇工業高等学校
三木高等学校
三木北高等学校
吉川高等学校
高砂高等学校
高砂南高等学校
東播磨高等学校
小野高等学校
小野工業高等学校
社高等学校
多可高等学校
北条高等学校
相生高等学校
相生産業高等学校
龍野高等学校
新宮高等学校
太子高等学校
赤穂高等学校
上郡高等学校
佐用高等学校
山崎高等学校
伊和高等学校
千種高等学校
のじぎく養護学校
いなみ野養護学校
北はりま養護学校
播磨養護学校
西はりま養護学校
赤穂養護学校

事務処理は、おおむね適正と認められた。

公安委員会関係

明石警察署

経理事務について

通勤手当等が、1件、21,162円過大支給、1件、10,241円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

三木警察署

社警察署

加西警察署

西脇警察署

加古川警察署

高砂警察署

たつの警察署

相生警察署

赤穂警察署

佐用警察署

穴栗警察署

事務処理は、おおむね適正と認められた。